

平成 25 年 1 月 21 日（月）

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長代理以下、市職ゆとりとみどり振興局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

（局）

- ・天王寺動植物公園事務所の年間の時間外労働の限度時間の変更について協議願いたい。
- ・変更する職員は、管理担当の 1 名である。
- ・変更する時間外労働については、年間 360 時間を年間 408 時間へ変更願いたい。
- ・当該職員については、天王寺動植物公園事務所管理事務所を総括する係長として、事務所全体の管理運営に係る業務全てに関与する立場にある。
- ・今年度当初より府市統合本部発足以降提起されたさまざまな課題について短期間での対応を余儀なくされる案件が多く発生し、当初想定していた繁忙要素に加えて業務実施することとなり、長時間の超過勤務を命令せざるを得ない事態となった。
- ・当該職員については、5 月、8 月、10 月、11 月の 4 月において、36 協定に基づく協議をさせていただいた。
- ・この状況を踏まえ、業務繁忙時には課長級職員も含めた他職員の応援態勢について内部調整を図るとともに、事務処理方法の改善や会議時間の短縮などによる業務の効率化を徹底するなど、超過勤務の削減に努めてきたところであるが、平成 24 年 12 月末において平成 24 年度の超過勤務時間の累計が 353 時間に達した。
- ・一方、昨年 11 月に特別顧問が視察の際に、園内管理不行き届きやおもてなし精神の不徹底、施設の老朽化といった動物園として直面する喫緊の課題に早急に対処する必要があるとの指摘を受けた。
- ・これに対応するため、今年度中に特別参与の委嘱、事務所外の職員によるタスクフォース（TF）の立ち上げ、特別参与及び TF の会合等を実施し、専門的な視点から改善課題の抽出について助言や、来園者の視点から助言や課題等を抽出することとしている。
- ・課題の抽出については 3 月末までに行い、次年度の予算要求作業時点を目途に策定する経営計画に反映することが必須である。
- ・今回の新たな業務が、最終的に経営計画の策手につなげる必要があることから、これまでの経営計画策定作業における事業分析内容等を踏まえ実施する必要がある。
- ・今後、当該業務を効果的・効率的に進めるうえで、これまでの経営計画等の策定業務に中心的に携わり、かつ事務所全体の管理運営に係る業務を統括する係長として、庶務・経理業務に精通し、天王寺動物園・公園の事情にも明るい当該職員が携わることが必要不可欠であると考えている。
- ・新たな業務への対応として、今年度末までの業務内容を精査し、所属職員の超過勤務の状況を把握し、改めて業務の整理・業務分担の見直しを行うとともに、当該職員の経常業務の一部を他職員に移管する。また、当該職員以外に年間の時間外労働時間の上限時間を超えることのないよう対応し、新たな業務の一部については、課長級と業務を共管する。
- ・このような状況であるが、改めて当該職員の年間の時間外労働の限度時間の変更をお願いしたい。

（支部）

- ・支部としては、動物園の魅力向上や 100 周年に向けた各種の取組については、組合員の仕事のやりがいのためにも積極的に推進してほしいと考えているが、組合員の勤務労働条件の悪化を伴うならばいいものは作れないことから、適正な業務執行体制の構築が必要である。

- ・新たな業務の一部については課長級と共管するということであるが、課長級が主体となって業務を実施することはできないのか。

(局)

- ・大きく分けて、方針を定める業務と、それに伴い発生する実務的な業務の2種類の業務が発生する見込みである。
- ・方針を定める業務については、課長級が実施しているが、資料作成や事務レベルでの調整業務、予算執行手法などについては、係長級で業務を遂行したいと考えている。

(支部)

- ・この間、36協定に基づく協議を数回実施しているにもかかわらず、当該職員の業務軽減策がなぜこの段階になって初めて検討されるのか。なぜ、これまで検討してこなかったのか。

(局)

- ・当初想定していなかった業務が発生し、限られた時間の中で対応を余儀なくされたことから、当該職員の負担をかけたことについては、十分な配慮が欠けていたと認識しており反省している。今年度の残りの期間については、遅まきながら事務所全体として業務に取り組んでまいりたい。
- ・引き続き、当該職員を含め当該職場において、年度内に協議が発生しないよう、業務精査などを図ってまいりたい。

(支部)

- ・抜本的な業務執行体制の見直しを含め、我々の指摘も踏まえて取り組んでほしい。
- ・支部としては不満は残るものの、協議については応じるものとする。